

# この一冊でわかる NISAのキホン



## 重要な注意事項

### 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

#### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

#### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用……………購入時手数料 上限3.85%(税込)

……………換金(解約)手数料 上限1.10%(税込)

……………信託財産留保額 上限1.25%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……………信託報酬 上限年3.905%(税込)

◆その他費用……………監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、あらかじめその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由によりあらかじめ具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ず事前にご覧ください。

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2020年5月29日現在]

当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

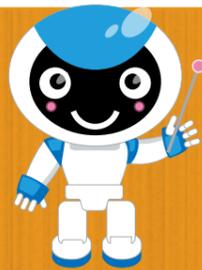
 三井住友DSアセットマネジメント

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で三井住友DSアセットマネジメントが知り得る情報に基づくものであり、制定された制度の内容が変更になる、または廃止になる可能性等があります。制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。





# つみたてNISAの ポイントとしくみ

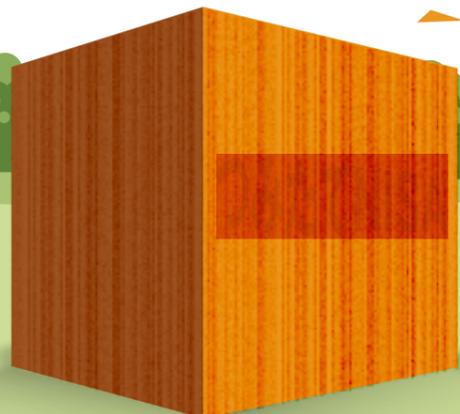
つみたてNISAは、より長期の資産形成を支援するために創設された新しい少額投資非課税制度です。年間40万円、最長20年間で最大800万円のつみたて資産の運用益が非課税となります。投資対象となる金融商品も低コストで長期投資に向けた投資信託等に限定されています。

## ポイント

こまめに相場を見る時間がない…

いつ投資を始めればいいのか分からない…

価格が下がることに耐えられない…



つみたてNISAが向いているのはズバリこんな人です!!

### 対象者

## 日本に住む 満20歳以上

(非課税口座開設年の1月1日現在)

### 期間

## 非課税となる期間は 最長20年間

非課税期間は最長で20年間となります。積み立てた分はいつでも売却(解約)して引き出すことが可能です。(注:非課税枠は費消しますご注意ください。)

### 非課税投資枠

## 非課税投資枠(年間投資上限)は 40万円/年\*

非課税投資枠は1年(1月~12月)で40万円です。この投資枠をオーバーすることはできません。少額から投資して積み立てていくことができます。

### 非課税対象

## 対象商品は一定の条件をみたす投資信託

投資信託、ETFのうち、つみたてNISAの商品基準を満たす限られた商品が投資対象になります。いずれの商品も信託報酬が一定未満に抑えられ、信託期間が20年以上であるなど、長期の資産形成に適した商品です。

### 買付方法

## 買付は定期的に継続したものであること

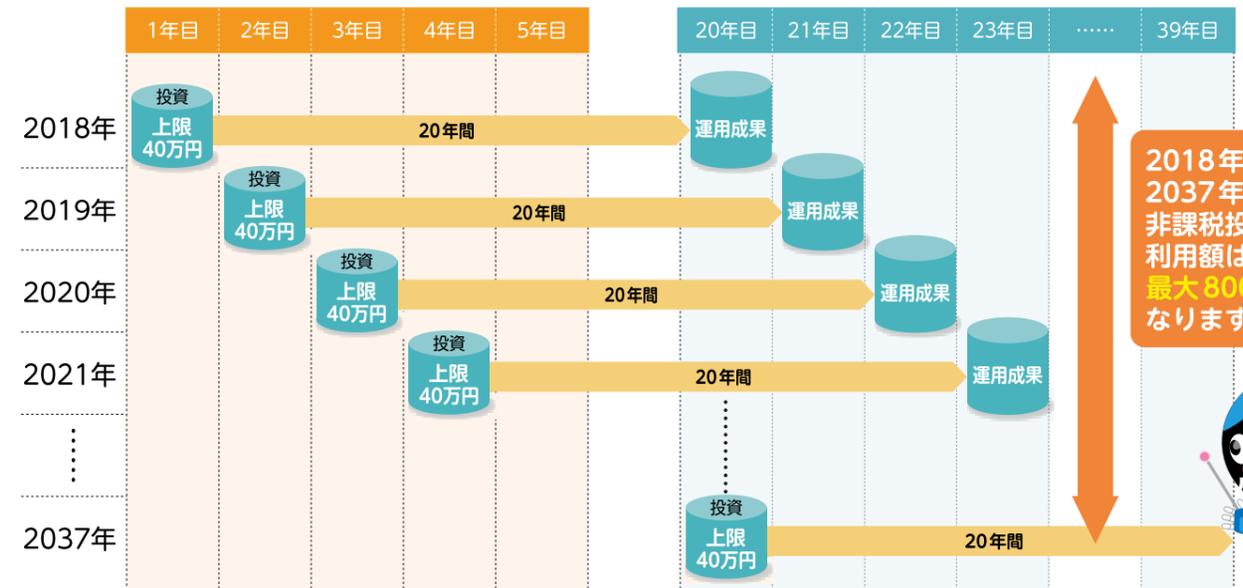
事前に金融機関との間で締結した積立契約(累積投資契約)に基づき、対象銘柄を指定したうえで、「1カ月に1回」など定期的に一定金額の買付を行う方法に限られています。

\* 投資枠は受渡し時を基準として算出されるため、受渡しが年を跨ぐ場合は翌年の投資枠を費消することとなりますのでご注意ください。

毎月少額ずつなら、いつでもはじめられるね



## 制度のしくみ



## つみたてNISAのご利用に際してのご留意点

- つみたてNISAと一般NISAは選択制で併用はできません。**  
ある年について、一般NISAを選択して新規に投資を行った場合、その年はつみたてNISAで新規に投資を行うことはできません。変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。
- 積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な方法による買付を行う必要があります。**  
金融機関とつみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)の締結が必要で、定期かつ継続的な方法で対象商品の買付を行う必要があります。
- ロールオーバー(翌年分の新たな非課税枠に時価で移管すること)はできません。**  
非課税期間の20年が終わると、つみたてNISA内の投資信託等は課税口座(特定口座や一般口座)に移管、または売却のいずれかとなります。
- 信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。**  
買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が年1回、買付けた金融機関から通知されます。
- 基準経過日における氏名・住所の確認が求められます。**  
つみたてNISAでは、基準経過日(利用開始日から10年経過後およびその後5年経過毎の日)に買付けた金融機関による氏名・住所の確認が必要となります。基準経過日から1年以内に確認ができない場合は、つみたてNISA制度の適用が受けられなくなります。

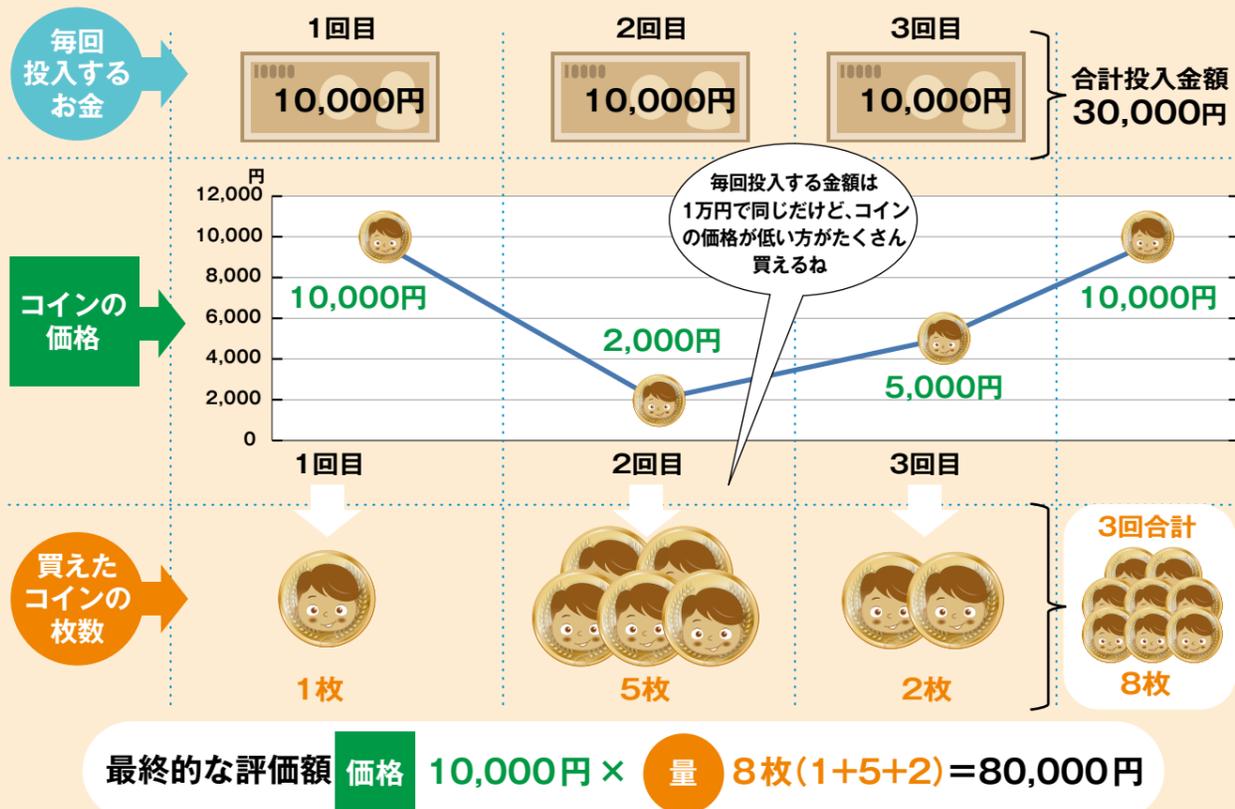
2024年にNISA制度は一部改正されます。詳細はP11~13をご確認ください。



# つみたて積立って どういうこと?

- 積立投資とは、価格が変動する商品(投資信託など)を定期的に自分で決めた額や口数を買付ける投資手法です。
- 投資金額を一定とすると「価格が高い時には口数が少なく、価格が低い時には口数が多く」なります。これにより、長期的に平均買付単価を低く抑える効果があります。

## たとえば 毎月1万円、マナブ君コインに積立投資する場合



## 積立投資なら投資に対する不安が軽くなります

価格の動きだけではなく、**量**が変化する効果が重要

価格の下落時は、**量**を増加させる良い機会

積立投資は少額の資金から投資が可能



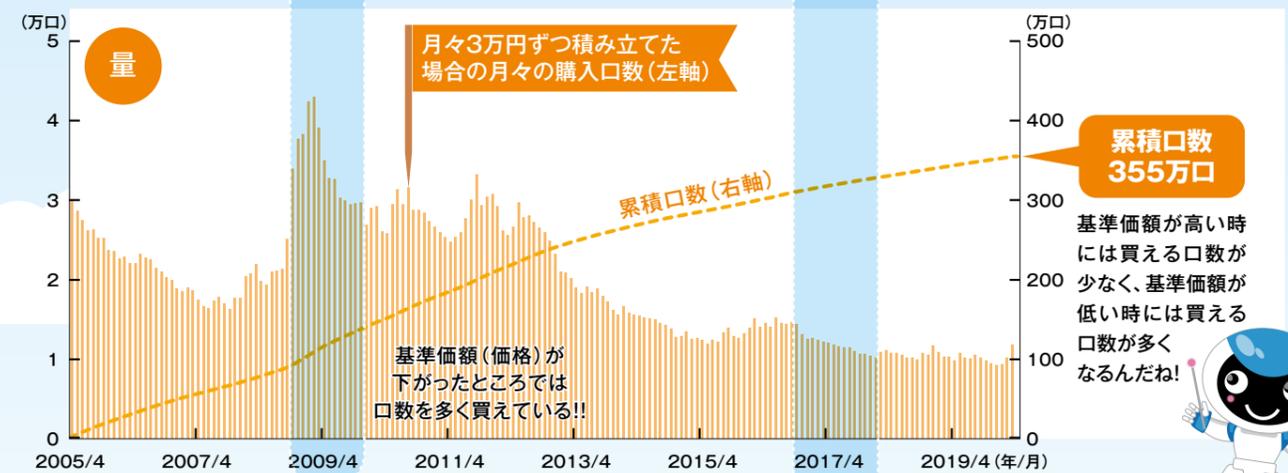
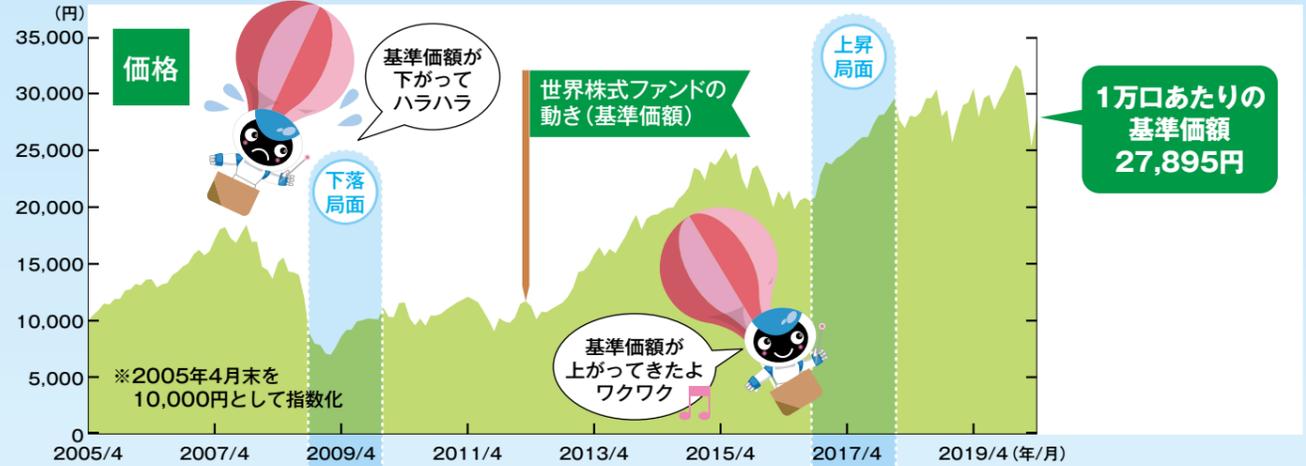
積立投資なら、「いつはじめたら良いかわからない」や「下がったらどうしよう」といった不安が軽くなるんだね

※上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、実際の投資成果ではありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。また、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。

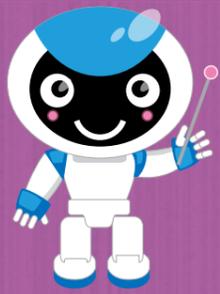
## 投資信託で積立 世界株式ファンドで積立投資にチャレンジ!



世界株式ファンドの動きと、世界株式ファンドに月々3万円ずつ積立投資した場合のシミュレーション <2005年4月末~2020年4月末>



(注1)世界株式ファンドは実際のファンドではありません。世界株式ファンドはMSCI AC World(配当込み、円ベース)を使用。  
(注2)積立投資のシミュレーションは、毎月、一定金額を月末に投資すると仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。  
(出所)FactSetのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成



# 一般NISAのポイントとしくみ

## ポイント

幅広い商品から  
選べるのね



### 期間

非課税期間

口座開設可能期間

最長 5年間

2014年~2023年 10年間

### 非課税対象

上場株式、ETF、投資信託等※

### 対象者

日本に住む満20歳以上  
(非課税口座開設年の1月1日現在)

### 非課税投資額

毎年、新規投資額で  
上限120万円

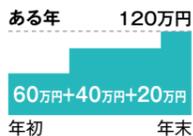
※具体的には、公募株式投資信託、上場株式、上場優先出資、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)、上場新株予約権、上場新株予約権付社債(CB)、外国金融商品取引所に上場するこれらの金融商品が対象です。金融機関によって取扱商品やサービスがそれぞれ異なりますので、ご確認ください。

## (例) 非課税投資枠120万円に対する投資のしかた

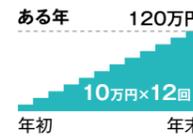
(1) 一度に120万円  
例えば、年初に上限額の「120万円を1回」で投資する方法。



(2) 分割して120万円  
例えば、「1月に60万円、5月に40万円、11月に20万円」を投資する方法。

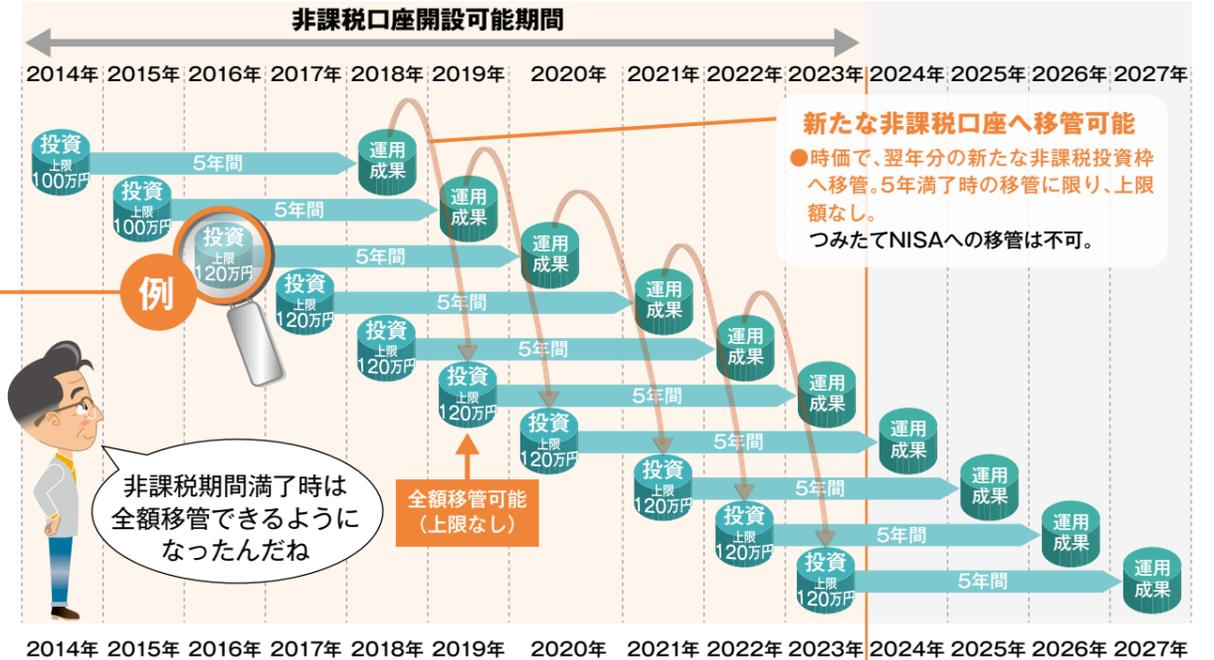


(3) 定期的に一定額  
例えば、「毎月10万円ずつ」投資する方法。



## 制度のしくみ

非課税投資枠の利用額は最大600万円となります。



## 一般NISAの非課税期間終了時について

【以下は、一般NISAを利用した場合のイメージ図です。】

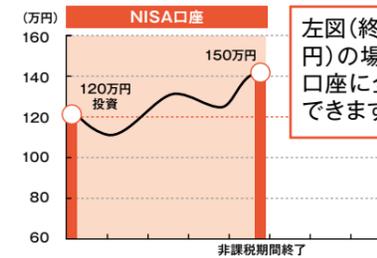
非課税期間の5年が終わると次の3つのケースがあります。

- ロールオーバー(新たな非課税口座への移管)
- 通常の口座(特定口座や一般口座)への移管
- 売却

### ロールオーバーのケース

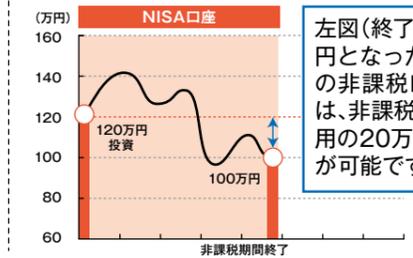
例1 終了時の時価が120万円を上回った場合

翌年の新たな非課税口座に全額移管することができます。移管に際しての上限はありません。



例2 終了時の時価が120万円を下回った場合

翌年の新たな非課税口座に全額移管できるとともに、翌年分の非課税枠のうち未使用分については新たな投資が可能です。



### 通常の口座へ移管のケース

非課税口座から通常の口座(特定口座や一般口座)に移管した場合、「新たな投資」とみなされます。

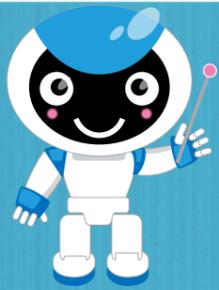
非課税口座終了時の価格が投資元本を下回った状態で資産を通常の口座(特定口座や一般口座)に移管後、売却した場合、運用期間全体でみれば損失が出たにもかかわらず税負担が発生する場合があります。

例: ある投資信託を非課税口座で運用し、通常の口座に移管した後、売却。

売却時の価格から移管時の価格を控除した差額について譲渡益として課税されます。



2024年にNISA制度は一部改正されます。詳細はP11~13をご確認ください。



# ジュニアNISAの ポイントとしくみ

## 制度のしくみ

ご両親様やご祖父母様がお子様・お孫様名義の口座に資金を積立・贈与してジュニアNISAで運用  
お子様・お孫様が18歳になったときにご自身の将来のために自由に資産を活用できます

ジュニアNISA  
活用イメージ



ご両親様からお子様へ  
資金を積立



ご祖父母様からお孫様へ  
資金を贈与



進学  
留学  
20歳になったら  
NISA口座へ

高校卒業の  
タイミングにあわせて  
お子様のために活用



お子様が18歳に

お子様ひとりあたり年間80万円まで  
ジュニアNISA非課税で運用

## 制度のしくみ

### 対象者

日本に住む未成年者(0~19歳)が対象者です。

### 期間

#### 非課税期間は最長5年

5年経過後、翌年分の非課税口座枠があれば時価で移管し、ジュニアNISA口座で保有を継続することができます(上限額なし)。

### 払出制限

#### 18歳になるまで引き出し制限があります。

ジュニアNISAは、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで、引き出し制限があります。引き出しを行った場合は原則として過去に生じた利益について課税されます。



ぼくたちと  
いっしょに  
資産も成長して  
いくんだね

### 非課税投資枠

1人あたり年間上限は80万円までです。

### 運用管理

運用管理者は、口座開設者本人の法定代理人  
および、二親等以内の方に限定されています。  
当該口座で運用できる資金は口座開設者の資金のみです。

ご祖父様・ご祖母様のご負担でお孫様名義のジュニアNISAを活用される場合、一般的に投資資金をお孫様に「生前贈与」するかたちとなります。

- 1年間の贈与額が贈与税の基礎控除額(110万円)以下であれば、贈与税はかかりません。
  - ジュニアNISAの投資額の上限は年間80万円なので、投資資金をお孫様に贈与しても贈与税の対象とはなりません。
- ※他の贈与があった場合、その金額と合せて110万円を超えれば贈与税の対象となります。

※ジュニアNISA制度は基準年以降に向けての中長期投資のための制度で、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適しません。

2024年にNISA制度は一部改正されます。詳細はP11~13をご確認ください。



# 口座開設手続きの流れ (つみたてNISA・一般NISA)

## つみたてNISA・一般NISA口座を開設するためには マイナンバー(個人番号)が必要です。

口座開設申込には「非課税口座簡易開設届出書\*」または「非課税適用確認書」兼「非課税口座開設届出書」の提出が必要になります。また、手続きの際には、「個人番号カード」等を提示してマイナンバー(個人番号)を告知していただく必要がございます。投資信託口座の開設手続き等で既に金融機関にマイナンバーをお届け済の方は不要です。

### 1 つみたてNISA・一般NISA 口座開設申込



### 税務署での確認を待たずに開設する方法

2

NISA口座  
開設完了

3

NISA口座での  
取引が可能に

4

税務署において  
二重口座でない  
ことを確認

2019年1月以降、非課税口座簡易開設届出書の提出により、一般NISA口座またはつみたてNISA口座を即日で開設し、同日に買付けを行うことが可能になりました。既に一般NISA口座またはつみたてNISA口座を開設済みで事後的に二重口座であったことが判明した場合には、そのNISA口座で買付けた上場株式等は当初から課税口座(一般口座)で買付けたものとして取り扱われ、買い付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等については、遡及して課税されます。

最短で申込当日に取引を開始できます。

### 税務署での確認後に開設する場合

2

税務署において  
二重口座でない  
ことを確認

3

NISA口座  
開設完了

4

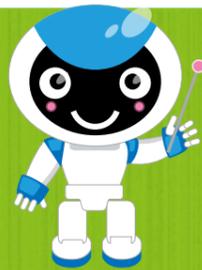
NISA口座での  
取引が可能に

申込から取引開始まで、2~3週間かかります。

※非課税口座簡易開設届出書によるお申込みは、つみたてNISA・一般NISAが対象です。  
ジュニアNISAは、非課税口座簡易開設届出書による申込みはできません。  
※金融機関により条件や手続き方法が異なるため、お申込をされる金融機関にお問い合わせください。

### ●既にNISA口座をお持ちの方がつみたてNISAでのお取引を希望される場合

つみたてNISAと一般NISAは併用できませんので、どちらか一方の制度を選択する必要があります。そのため、その年にNISA口座で買付を行っている場合は翌年からの切り替えとなります。手続きは取扱金融機関に「非課税口座異動届出書」等をご提出いただくことにより切り替えを行うことができます。つみたてNISAから一般NISAへ切り替える場合も同様となります。



# 2024年に変わる NISA制度

政府与党は、「令和2年度税制改正の大綱」にて少額投資非課税制度(NISA)の刷新を令和元年12月20日に閣議決定しました。2024年から一般NISAは新NISAへ移行します。

## 令和2年度 税制改正の概要

	改正前	改正後
一般NISA	新規の投資は2023年で終了 2019年以降の投資分は、非課税期間終了後に課税口座へ払出しもしくは全額売却	2024年から「新NISA」へ移行 2028年まで口座開設可能期間が5年延長され、2023年の投資分までロールオーバー可能
つみたてNISA	新規の投資は2037年で終了	2042年まで口座開設可能期間が5年延長
ジュニアNISA	新規の投資は2023年で終了 3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで、引き出し制限あり。	新規の投資は2023年で終了(制度延長なし) 2024年以降、ジュニアNISA口座及び課税未成年者口座で共に引き出し制限を撤廃(全額引き出しのみ)

## 新NISAの特徴

### 2024年からの新NISAは、2階建ての制度

投資上限  
5年間で最大  
610万円

最大  
510万円  
(年102万円×5年)

最大  
100万円  
(年20万円×5年)

2階

- 投資対象商品：上場株式/公募株式投資信託等<sup>※1</sup>
- 2階を利用するためには1階での積立投資が必要<sup>※2</sup>  
(NISA口座開設者、投資経験者には特例ルールあり)

1階

- 投資対象商品：つみたてNISAと同様  
(積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)
- 5年間の非課税期間終了後、つみたてNISAにロールオーバー可能

※1 レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・管理銘柄を投資対象から除外。  
 ※2 1階部分で20万円すべてを使い切る必要はありません。

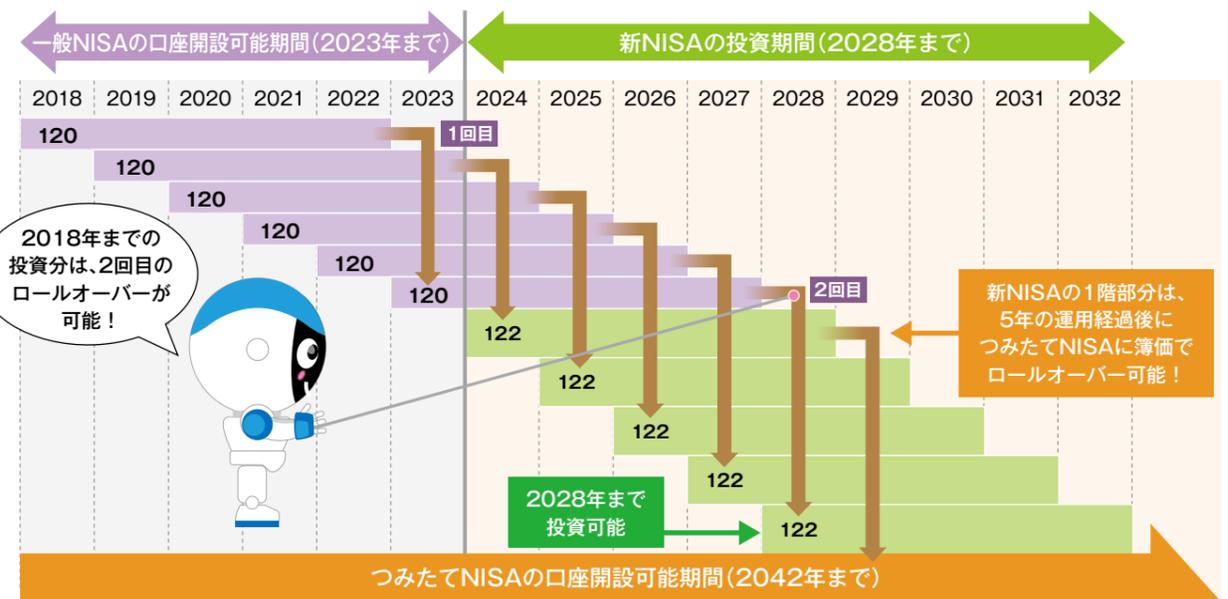
#### ●特例ルール

- ・新制度の開始前にNISA口座を開いていた者
  - ・上場株式等の取引を行ったことのある者
- 1階を利用せずに、2階で上場株式のみを購入することが可能です。

## 制度のしくみ

### 2024年から「新NISA」へ移行

一般NISAから新NISAへのロールオーバーが可能です。



### 一般NISAから新NISAへのロールオーバーの例

一般NISAから新NISAへのロールオーバーは時価(評価額)で行われ、新規投資枠は2階部分から優先して費消されます。評価額が122万円を超えても全額移管が可能です。その場合、その年の新規投資枠はゼロになります。

#### ●一般NISA終了時の時価が122万円以下の場合



#### ●一般NISA終了時の時価が122万円を超える場合



# 「新NISA」の押さえておきたいポイント!!

- 1 2024年から5年間、口座開設が可能な「2階建て」の制度
- 2 非課税投資枠は、5年間で最大610万円  
(年間122万円: 1階部分 20万円、2階部分 102万円)
- 3 1階の投資対象商品は、つみたてNISAと同様  
(積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)
- 4 2階の投資対象商品は、上場株式／公募株式投資信託等  
(レバレッジ投資信託及び上場株式のうち整理銘柄・管理銘柄を除く)
- 5 2階を利用するためには、1階で積立投資を行う必要がある※1
- 6 2階でスポット購入をする場合は、  
過去6か月以内に1階での投資実績があることが要件※2
- 7 一般NISAの資産は全額時価で新NISAへロールオーバー可能
- 8 1階の資産は5年の運用が経過した後、  
つみたてNISAに全額簿価でロールオーバー可能



※1 例外として、①新制度の開始前にNISA口座を開設していた者又は②上場株式等の取引を行ったことのある者については、1階を利用せずに、2階で上場株式のみを購入することが可能。2階を利用するために、1階で20万円すべてを使い切る必要はありません。  
※2 6か月以内に1階での投資実績が確認できない場合、以降の2階での新規買付けは認められません。1階、2階で同時に積立投資を開始することは可能です。

## 新NISAからつみたてNISAへのロールオーバーの例

新NISAの1階部分で投資を行った資産は、全額簿価(取得価格)でつみたてNISAにロールオーバーすることができます。



つみたてNISAについては **つみたて**、一般NISAについては **一般**、ジュニアNISAについては **ジュニア**、新NISAについては **新**と表示しています。

## 口座開設について

- Q** 複数の金融機関でNISA口座(非課税口座)を開設することはできますか? また「つみたてNISA」と「一般NISA」を両方開設することはできますか? **つみたて** **一般**
- A** NISA口座は、同一年中は1人の方が1つの金融機関のみ開設可能になります。また、1つの金融機関であっても「一般NISA」と「つみたてNISA」両方を同一年中に同時に開設することはできません。  
※所定の手続きにより1年毎にNISA口座を開設する金融機関の変更が可能です。ただし、すでに買付をしている年分については、同一年中の金融機関の変更はできません。  
**詳しくは10ページをご参照ください。**

## 非課税期間について

- Q** 一般NISAの非課税期間5年が終わるとどうなりますか? **一般**
- A** 以下の3つのケースが考えられます。  
①課税口座(一般口座や特定口座)に移管する。<sup>※1</sup>  
②翌年分の新たな非課税投資枠に時価で移管する(ロールオーバーする)。<sup>※2</sup>  
③売却する。<sup>※3</sup>  
※1 手続き等を行わない場合、課税口座(一般口座や特定口座)に非課税期間終了時の時価で自動的に移管されます。  
※2 NISA口座を開設している金融機関に、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。ロールオーバーをした金額分、翌年の非課税枠で新規投資できる額は少なくなります。また、NISAを利用する金融機関を変更している場合は、金融機関変更手続きを行い、変更後の金融機関にNISA口座を設定してください。  
※3 売却日は、受渡日で判定されます。年内に売却約定をしても受渡日が翌年となった場合は、非課税期間最終日の時価と約定価格との差異が翌年度の損益となります。  
**詳しくは8ページをご参照ください。**

- Q** つみたてNISAの非課税期間20年間が終わるとどうなりますか? **つみたて**
- A** 非課税期間の20年間が終わると、つみたてNISA内の株式投資信託やETF(上場投資信託)は、課税口座(特定口座や一般口座)に移管、または売却のいずれかとなります。したがってその後の売買益等については課税されることとなります。また、つみたてNISAは一般NISAと異なり、非課税期間終了後、翌年の非課税枠を利用して保有を続けること(ロールオーバー)はできません。

- Q** ジュニアNISAの非課税期間5年間が終わるとどうなりますか? **ジュニア**
- A** 以下の3つのケースが考えられます。  
①非課税期間5年間が終わると、ジュニアNISAの公募株式投資信託等は、「課税ジュニアNISA口座」に移り、その後の分配金や譲渡益については課税されます。(ジュニアNISAで保有されていた期間に値上がりしていた場合には、その分の値上がり益は非課税)  
②引き続き、「ジュニアNISA口座」で翌年の非課税枠80万円を利用し、そのまま保有し続けることができます。  
③非課税期間5年間の終了と同時に引き出し制限が解除される場合や、非課税期間5年間の終了時点で既に引き出し制限が解除されている場合には、ジュニアNISAや「課税ジュニアNISA口座」以外の通常の口座(特定口座や一般口座)に移管することが可能です。移管時の時価が新たな取得価額となります。  
※ジュニアNISA口座を開設している金融機関に、あらかじめ「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

2024年にNISA制度は一部改正されます。詳細はP11~13をご確認ください。



## 非課税投資枠について

**Q** 非課税投資枠には、販売手数料や消費税は含まれますか？ つみたて 一般 ジュニア

**A** 非課税投資枠には、販売手数料や消費税は含まれません(つみたてNISAでは、販売手数料はかかりません)。非課税の対象はファンドの売却益および分配金です。なお、売却した場合、非課税枠は再利用できません。

**Q** NISA口座(非課税口座)で保有する投資信託で、分配金を再投資するとどうなりますか？ つみたて 一般 ジュニア

**A** 分配金は非課税で再投資されます。ただし再投資は新規投資とみなされ、各年の非課税投資枠を費消しますのでご注意ください。

**Q** 非課税投資枠を超えた場合はどうなりますか？ 一般 ジュニア

**A** 課税口座(特定口座や一般口座)での取扱いになります。詳細は販売会社にご確認ください。

**Q** 非課税投資枠を使いきらなかった場合、翌年に繰り越せますか？ つみたて 一般 ジュニア

**A** 翌年に繰り越すことはできません。

**Q** 既に運用している投資信託を非課税口座に移すことはできますか？ つみたて 一般 ジュニア

**A** 通常の口座(特定口座や一般口座)にお持ちの投資信託を、そのまま非課税口座に移管することはできません。非課税投資枠を利用した取引を行うには、新たな資金で投資信託を購入する必要があります。

## 損益通算について

**Q** 譲渡損失が発生してしまった場合、特定口座との損益通算はできますか？ つみたて 一般 ジュニア

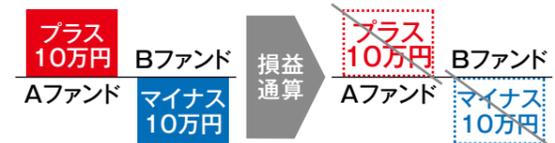
**A** いいえ、損益通算はできません。NISA口座は、分配金や譲渡益があっても課税されない一方、譲渡損失があっても他の口座と損益通算はできません。

〈ご参考〉損益通算とは

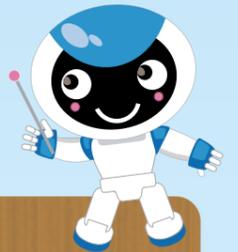
ファンドの売却を行って損失が出た場合、別のファンドで出た利益等から、損失の額を差し引くことを損益通算といいます。また、損益通算をしても、なお控除しきれない損失の金額は確定申告により、翌年以降3年間にわたって繰越控除できます。(連続して、確定申告が必要です)

(注)この例は特定口座(源泉徴収あり)の場合です。特定口座(源泉徴収なし)や一般口座、他の金融機関の特定口座等との損益通算では確定申告をする必要があります。

【例】



上記はイメージ図です。



## 金融機関の変更について

**Q** ほかの金融機関でNISA口座を開設しています。金融機関の変更はできますか？ つみたて 一般

**A** できます。  
変更したい年分の前年10月1日から当年9月30日までに、変更前の金融機関に「金融商品取引業者変更届出書」を提出して、「勘定廃止通知書」を受け取ってください。「非課税口座開設届出書」に受け取った「勘定廃止通知書」を添付してお申込み下さい。  
なお、変更したい年分の属する年の1月1日以降に変更前の金融機関でNISA口座の買付けがあった場合は変更できませんのでご注意ください。

**Q** ジュニアNISAで金融機関の変更はできますか？ ジュニア

**A** できません。ジュニアNISAでは、金融機関を後から変更できません。

## 令和2年度 税制改正(新NISA等)について

**Q** 新NISAの非課税期間5年が終わるとどうなりますか？ 新

**A** 1階部分で投資を行った資産は、全額簿価(取得価格)でつみたてNISAにロールオーバーすることができます。2階部分については、以下の2つのケースが考えられます。  
①課税口座(一般口座や特定口座)に移管する。<sup>\*1</sup>  
②売却する。<sup>\*2</sup>  
※1 手続き等を行わない場合、課税口座(一般口座や特定口座)に非課税期間終了時の時価で自動的に移管されます。  
※2 売却日は、受渡日で判定されます。年内に売却約定をしても受渡日が翌年となった場合は、非課税期間最終日の時価と約定価格との差異が翌年度の損益となります。

**Q** 1階部分で積立投資をしないと2階部分で投資はできませんか？ 新

**A** 2階での株式・投資信託の非課税枠(102万円)を利用するためには、原則1階での積立投資が必要です(1階部分の非課税枠20万円を全部使い切る必要はありません)。しかし、特例として「新制度の開始前にNISA口座を開設していた方」、「上場株式等の取引を行ったことのある方」は、1階を利用せずに、2階で上場株式のみを購入することが可能です。

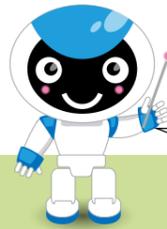
**Q** 新NISAの一階部分の対象商品である一定の条件を満たす投資信託等(つみたてNISAの対象商品と同条件の投資信託)はどこで確認できますか？ 新

**A** 金融庁のホームページで対象商品を確認することができます。販売会社により取扱い商品が異なりますので、口座開設前に商品ラインナップを確認しましょう。

**Q** ジュニアNISAの制度終了に伴う引き出しはいつからできますか？ ジュニア

**A** ジュニアNISA口座内の資金はお子様やお孫様が18歳になるまでは原則として引き出せませんが、2024年以降はその制限なく、非課税で引き出せるようになります。その場合、全額引き出しのみに限られます。

# アナタにぴったりの「つみたて」制度を質問に答えて発見しよう!



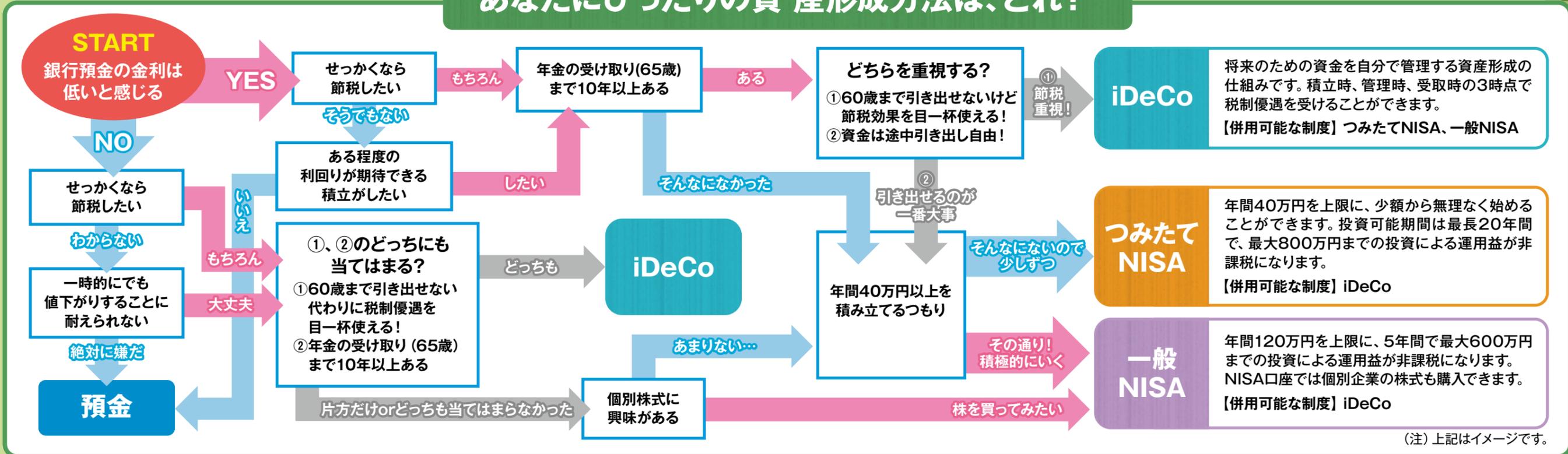
**Q** つみたてNISA・一般NISAの他にも資産形成を応援する制度にはiDeCoがあります。どの制度を優先的に利用すればいいのでしょうか？また、制度の違いはどこなところがあるのですか？

**A** どの制度をベースとして活用するかは人それぞれです。下のチャートと制度比較表でご自身にピッタリの「つみたて」制度を確認してみましょう。



iDeCoとは個人型確定拠出年金(個人型DC)の愛称で、原則すべての現役世代が加入できる年金制度です。

## あなたにぴったりの資産形成方法は、どれ？



### 制度比較表

	iDeCo	つみたてNISA	一般NISA
誰が利用できる?	原則として、国民年金や公的年金を納める、20歳以上60歳未満の国民 <sup>※1</sup>	20歳以上なら誰でも	
いくら利用できる?	自営業: 81万6,000円/年 会社員: 14万4,000円/年~27万6,000円/年 <sup>※2</sup> 公務員: 14万4,000円/年 専業主婦・主夫: 27万6,000円/年	40万円/年 (最大800万円)	120万円/年 (最大600万円)
どのくらい利用できる?	60歳まで <sup>※3</sup>	最長20年間	最長5年間
積立時の節税効果	全額所得控除	特になし	
管理時の節税効果	運用益非課税	運用益非課税	
受取時の節税効果	退職所得控除または公的年金等控除の対象	特になし	
対象商品は?	投資信託、保険商品、預金など	長期の資産形成に適する金融庁が認めた投資信託、ET (信託期限が無期限または20年以上で毎月分配型ではないこと等)	株式、投資信託、ETF
いつでも引き出しできる?	原則60歳まで引き出し不可	引き出し可能(非課税枠は費消します)	

※1 企業型確定拠出年金に加入している方は、企業型年金規約で個人型確定拠出年金(iDeCo)に同時に加入してよい旨を定めている場合のみ、iDeCoに加入できます。

※2 企業年金等に加入していない方は年額27.6万円。企業年金等に加入している方のうち企業型DCのみに加入している方は年額24万円。企業年金等に加入している方のうち企業型DCのみに加入している方以外の方は年額14.4万円。

※3 掛金の拠出に係る年齢制限です。69歳11ヵ月までは運用の継続が可能です。



2024年にNISA制度は一部改正されます。詳細はP11~13をご確認ください。

(出所) 三井住友DSアセットマネジメントが作成